

お金を増やす・減らさない おすすめ11のお得技

1章 年金のお得技

- 01 月々400円の上乗せで年金額を毎年約10万円上げる 10
- 02 定年後の再就職で得する働き方は週30時間未満 11
- 03 給与10年金28万円以下なら年金は減らない 11
- 04 65歳以後に働く時は給与10年金が46万円未満なら減額されない 12
- 05 死亡一時金より額が多い寡婦年金を受け取る 12
- 06 配偶者が亡くなったなら遺族年金を受け取る 13
- 07 第1号被保険者はもらえる年金額を増やせる 14
- 08 就職時などに手続き不備だともらえる年金額が減る! 15
- 09 私の履歴整理表を活用し年金記録の漏れを防ぐ 15
- 10 年金をもらえる資格は保険料納付10年以上 16
- 11 保険料納付10年未満でも受給できる可能性アリ 16
- 12 加入記録を指摘してもらい損を防ぐ 17
- 13 ねんきん定期便との併用で損を防ぐ 17
- 14 未着なら必ず年金事務所に請求する! 18
- 15 扶養親族等申告書の提出で年金にかかる税金を減額 19
- 16 年金の繰上げ受給は長生きするほど損をする 19
- 17 繰上げ受給は一度選ぶと変更できないので注意! 20
- 18 年金を繰下げ受給すれば受給額が最大42%増える 20
- 19 昭和36年生まれ以前で受給できる特別な年金 21
- 20 会社員の妻の繰上げ受給は特に検討が必要 22
- 21 繰上げ請求後は障害基礎年金の請求ができない 22
- 22 扶養家族がいれば加給年金がもらえる 23
- 23 年の差妻は要注意 振替加算の申請となる 23
- 24 生活保護をもらいながら年金を受け取る 24
- 25 過去に働いていた会社の企業年金を受給する 24
- 26 銀行の年金受取キャンペーンを利用する 24
- 27 健康診断を受けて障害年金受給の可能性を上げる 25

2章 雇用保険のお得技

- 01 再就職前に失業手当の受給期間を1年延長できる 30
- 02 傷病手当支給申請書で受給期間を最大3年間延長 30
- 03 年金を受給しながら高年齢求職者給付金が受け取れる 31
- 04 再就職が早いと再就職手当がもらえる 32
- 05 在職中でも離職中でも教育訓練給付を受けられる 33
- 06 退職時にもらう離職票の給与金額を必ず確認する 33
- 07 退職理由が会社都合なら給付金が増額する 34
- 08 遠方の就職は広域求職活動費の支給を受けられる 34
- 09 再雇用で下がった給与の最大15%が補償される 35
- 10 介護による休職でも給付金がもらえる 35
- 11 65歳前の退職で失業手当と年金を同時受給! 36
- 28 親が子の年金保険料を払うと節税効果がある 25
- 29 国民年金保険料をクレカで払ってポイントを貯める 25

コラム 定年後の不安① 年金Q&A



3章 税金・助成のお得技

- 01 退職金は一時金の場合
最大2060万円非課税 42
- 02 退職金の年金受け取りは
運用率1〜2%が追加 42
- 03 前借退職金扱いにすると
貸付金になり非課税 43
- 04 退職所得控除の適用を
受けないと20%以上の損！ 43
- 05 退職月によって住民税の
徴収方法が変わる 44
- 06 通院中なら確定申告で
税金が戻ってくる 44
- 07 退職した年は
確定申告すると還付がある 45
- 08 雑損控除の手続きで
税金が減る 46
- 09 「ふるさと納税」で
税金の控除を受けられる 46
- 10 生命保険料控除で
最大12万円の所得控除 47
- 11 地震保険の控除で
上限5万円の得 47
- 12 離婚や死別で27万円の
寡婦控除が受けられる 48
- 13 条件を満たせば親や孫も
扶養家族の対象になる 48

- 14 寄付をした場合は
所得控除が申請できる 49
- 15 住宅ローン減税は夫婦
個別申請で得する場合も 49
- 16 家を購入するなら
投資型減税を視野に入れる 50
- 17 2021年3月までは
不動産取得税が軽減 50
- 18 すまい給付金で
住宅購入の負担を減らす 51
- 19 住宅ローン減税は
住宅の増改築でも申請可 51
- 20 住宅特定改修特別税額
控除でリフォームする 52
- 21 耐震診断費用の一部が
市区町村から助成される 52
- 22 災害で自宅が損壊したら
被災者生活再建支援金 53
- 23 損害被害はすべての
被害を合計して算出する 53
- 24 災害見舞金は
不慮の事故も利用できる 54
- 25 災害援護資金貸付制度で
最大350万円を借りる 54
- 26 災害で負った重い障害は
災害障害見舞金を受ける 55
- 27 災害で家族を亡くしたら
災害弔慰金が支給される 55

コラム 定年後の不安③
自治体の助成金Q&A 56

4章

健康保険・ 介護保険の お得技

- 01 家族の健保の被扶養者に
なれば保険料は0円 58
- 02 退職しても在職時の健康保険を
継続して利用できる 58
- 03 国民健康保険の手続期限は
退職日の翌日から14日以内 59
- 04 退職後に在職時と同程度の
保険給付が受けられる 59
- 05 65歳未満でも介護保険の
適用対象になることもある 60
- 06 医療費が年間10万円超えたら
医療費控除で還付金をもらう 60
- 07 医薬品購入が年1万2000円
超で所得控除になる 61
- 08 介護サービス費が高額なら
払い戻しがある 61
- 09 家族を自宅で介護中なら
慰労金がもらえる 62
- 10 医療費が高額になった月は
払い戻しが受けられる 62
- 11 入院は月をまたがない
ようにすると還付が増える 63
- 12 介護費と医療費の合計が
高額なら還付を受けられる 63
- 13 難病の治療は医療費を
サポートしてもらえる 64



14 限度額適用・標準負担額減額認定証
で入院中の食事代も減額される
64

15 後期高齢者の医療費の
負担を3割から1割にする
65

16 住民票の世帯分離で
経済的負担を軽くする
65

17 自治体から予防接種の
助成を受ける
66

18 人間ドックでも助成が
受けられる自治体がある
66

19 葬儀を執り行うと
給付金が支給される
67

20 健康保険加入者の場合
家族の埋葬料も支給される
67

コラム 定年後の不安④
介護のお金と手続きQ&A
68

5章 相続のお得技

01 年間110万円までなら
贈与税はかからない
72

02 生前の遺産贈与は
2500万円まで非課税
72

03 子や孫への教育資金援助は
1500万円まで非課税
73

04 特例を活用して自宅の
評価額を80%減額できる
73

05 相続人以外も
相続の請求が可能になる
74

06 居住資金であれば
最大2000万円非課税
75

07 生前贈与された自宅は
相続財産とみなされない
75

08 子育て支援は
1000万円まで非課税
76

09 自筆証書遺言書を
法務局に保管できる
76

10 土地の相当額を
金銭で請求する
77

11 特定贈与信託で
最大6000万円非課税
77

12 事業用の宅地でも相続
評価額を80%減額できる
78

13 借金などのマイナス財産は
相続を放棄できる
78

14 住宅資金であれば
最大3000万円非課税
79

15 孫を養子縁組にして
相続税の控除額を増やす
79

コラム 定年後の不安⑤
遺産相続のトラブルQ&A
80

6章 暮らしのお得技

01 繰上げ返済で
住宅ローンの利息を減らす
84

02 マイホーム借上げ制度で
空き家を活用する
85

03 退職金で保険料を
まとめて払って運用する
86

04 高齢者向け賃貸住宅の
家賃補助で住宅問題解決
86

05 保障額を減らし
保険料を安くする
87

06 保険料の支払いを止めて
保障を継続する方法
87

07 自宅を担保に貸付し
生活資金を確保する
88

08 100万円超の保険金
申告漏れに要注意
89

09 連帯保証人がいない場合は
お得な民間保証を利用
89

シニア向け
割引サービスを活用しよう
90

定年前後の手続き
チェックリスト!
94

いつ、何をやる?